

大田市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項により指定公金事務取扱者に指定するとともに、併せて、大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例第23条第4項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項の規定により、告示する。

令和8年3月31日

島根県大田市長 楫野 弘和

業務受託者		住所又は店舗等所在地	店舗等の名	指定日	委託日
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）					
福間 次実		大田市久手町刺鹿2655番地2	福間呉服店	令和8年3月27日	令和8年3月27日
有限会社水上石油	代表取締役 山本 竜法	大田市水上町福原615番地2	有限会社水上石油	令和8年3月27日	令和8年3月27日

業務を委託する期間：令8年4月1日から令和9年3月31日まで